

(参考)

## ○土壤汚染対策法

### 第六十一条

- 2 都道府県知事は、公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が第四条第二項の環境省令で定める基準に該当するか否かを把握させるよう努めるものとする。

## ○大阪府生活環境の保全等に関する条例

### 第八十一条の三

土地の所有者、管理者及び占有者は、当該土地の掘削その他の土地の形質の変更をしようとする場合又は当該土地において過去に管理有害物質が使用された事実がある場合には、当該土地の土壤の管理有害物質による汚染の状況の把握に努めなければならない。

### 法第十四条（指定の申請）

